

3 小学校・中学校における子どもの読書活動推進

① 小学校・中学校の役割

1日の活動の大半を過ごす小・中学校は、子どもにとって大変重要な役割を担っています。児童・生徒はさまざまな本を読むことにより学習内容を深め、言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力や想像力を高めていきます。子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける大切な時期であり、子どもの読書活動を推進する重要な場所です。

② 現状について

平成20年3月に告示された新しい学習指導要領では「指導計画の作成にあたっての配慮事項」のなかで、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動を充実すること」としています。

本市では小学校において学校図書館を使って授業を行う「図書の日」を定め、おもに国語、社会、理科、総合的な学習の時間、特別活動などで学校図書館を活用した授業を行っています。また小中学校では、ボランティアの活用による「読み聞かせ」等も含む授業開始前の「朝の読書」が取り組まれ、読書習慣を身につけるだけでなくその後の授業に集中できるなどの効果も上がっています。

③ 課題について

小中学校は子どもが読書習慣を身につける最も重要な場所であり、その重要性に鑑み、本市の各学校では図書館利用が奨励され、図書館の貸出冊数は全国でもトップレベルにあります。しかし、子どもの家庭での読書時間は少なく、読書習慣が身につけているとは言い難い現状です。新学習指導要領では「言語活動の充実」が重要視され、あらゆる教科、学習活動において、「読む力」が求められています。

読書環境に関しては現在本の購入予算が十分でないため、児童・生徒のニーズに応える新鮮で魅力的な蔵書構成が不十分となっています。また、市内小中学校の中には図書館司書が臨時職員のため、長期的な読書活動への取り組みが困難な学校があります。さらに情報化社会のインフラともいうべき図書館業務の図書館システム未整備の学校があるなど、子どもへの資料提供サービスに格差が生じています。

④ 学校の取組

ア 読み聞かせの推奨

発達段階に応じ、読書へ興味を持つような読み聞かせを行います。

イ 「朝の読書」活動の確保

学校全体で読書環境をつくり、読書への興味・関心を喚起し読書を習慣化します。

ウ 調べ学習による学校図書館活用

授業において積極的に図書館を利用することで、資料活用能力を養い、主体的に学習できるように支援します。

エ 特別支援の児童・生徒への対応

児童生徒の障がいや発達段階、学校での生活状況を考慮し、保護者も含め一人ひとりの状況に合わせた対応をします。

オ 読書が苦手な子への対応

活字を読むことが苦手という児童生徒には発達段階に応じた本を薦め、教師や司書と一緒に音読したり読書のアニメーション^(注1)など指導に工夫をすることで、読書の楽しさを味わわせます。

カ 保護者や地域への子どもの読書効果の周知

勉強会や講演会の実施、学力向上推進において、子どもの読書活動の意義・効果を保護者や地域に発信していきます。

⑤ 市の取組

ア 教職員研修の開催

校長等管理職を対象にした読書活動についての研修や、アニメーションやブックトーク^(注2)などさまざまな手法で読書活動を魅力あるものとするため、教職員に向けた研修を計画していきます。

イ 読書環境の整備

新鮮で魅力ある蔵書の整備のため、学校図書館資料費の充実を図ります。また、学校図書館の効率的な運用のため、図書館システム導入を推進します。

現在配置されている学校図書司書^(注3)と司書教諭^(注4)、図書館主任^(注5)が連携し、児童生徒がいつでも学校図書館を活用できる体制を整えていきます。

ウ 「家族（ファミリー）読書」の普及・啓発

保護者に対し、毎月第3日曜日の「家庭の日」に設定されている「家族（ファミリー）読書」の日をホームページ、リーフレット、その他各種行事日程案内で周知し、同時にノーテレビ・ノーゲームデーの時間の設定、家族一緒に読書を行う事を推奨します。



^(注1) アニメーション・・・「対話」を重視し「創造的な遊び」の手法による読書教育のひとつの方法。その場で読み聞かせたり、参加者があらかじめ同じ本を読んでおき、楽しみながら読解力・表現力・コミュニケーション能力を高めていこうとするもの。

^(注2) ブックトーク・・・あるテーマにそって複数の本を複数の聞き手に紹介し、読書意欲をおこさせる活動。

^(注3) 学校図書館司書・・・各自治体により学校の実情に応じて配置されており、専門的な知識・経験を有する学校図書館担当の事務職員。法令での規定はない。主に図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の事務的・技術的な面を担当する。

^(注4) 司書教諭・・・司書教諭講習を修了し、司書教諭資格を有する教諭が校務分掌の一つとして職務命令により発令される。12 学級以上の小・中・高等学校には必ず置かなければならない。

^(注5) 図書館主任・・・従来から校務分掌の中に置かれており、司書教諭や学校司書が配置されていない場合は、学校図書館の運営・活用の業務を担当する。